

「奈良県太陽光発電設備等の導入に伴うJ-クレジット創出連携事業」公募型プロポーザル

令和8年2月
奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課

| 番号 | 質問 | 回答(案) |
|----|--|---|
| 1 | 今回、想定されている太陽光発電設備設置者は法人(団体)、個人のどちらを想定されているのでしょうか？ | 当面は県内に有する事業所等に太陽光発電設備等を設置する法人(団体)を想定しています。 |
| 2 | 太陽光発電設備の設備容量と年間会員数の想定値はありますか？ | 現時点で具体的な数値目標や想定値は設定しておりません。 |
| 3 | 奈良県独自のプログラム立ち上げを希望されますでしょうか？独自プログラムを構築した場合、「奈良県内でどれだけのJ-クレジットが創出されたか」をユーザー側へ明確にアピールできるメリットがございます。一方で、もし独自性にこだわられないようであれば、事務手続きを大幅に短縮できるだけでなく、業務コストを抑えられることができ、最終的な収益分配率(按分率)の向上にも寄与いたします | ご提案いただいた内容を含め、様々なご提案が本プロポーザルの審査対象となりますので、企画提案書にご記載をお願い致します。 |
| 4 | 太陽光発電設備の設置者に対するJ-クレジットへの入会案内や、希望者からの入会届の回収については、貴県にて担当者を配置し、ご対応いただくことを想定されていますでしょうか？ | 奈良県は連携事業者とともに広報を行います。参加企業の募集や参加申込への対応は連携事業者において実施していただきます。 |
| 5 | 「販売収益の一部を県又は太陽光発電設備等の設置者に還元することとする」との記載がございます。こちらについては、県と設置者の「双方」へ還元することをご希望されているという理解でよろしいでしょうか？ | 太陽光発電設備等設置者への還元を原則としますが、県の補助金を活用して太陽光発電設備等を設置した場合は、県に還元いただくことを想定しています。 |
| 6 | 「当該クレジットの創出の日から8年間とする。なお、期間終了後の取り扱いについては、県と協議のうえ決定することとし、可能な限り認証対象期間の延長を検討する」と記載がございますが、この「延長」とは、具体的にどのようなケースを想定されているのでしょうか？ | 本事業にかかる排出削減プロジェクト等において、8年間の認証対象期間終了後に、プロジェクト計画変更届を提出することで認証対象期間の延長が認められるケースを指します。 |
| 7 | 奈良県としては、現金精算を前提としているのか、クレジットとして受け取るのか、どちらの優先順位が高いか。 | 本事業においては、仕様書3. 事業の内容(4)及び(5)に記載のとおり、連携事業者がJ-クレジットを販売し、販売収益の一部を還元していただくことを想定しています。 |
| 8 | 「本プロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする」として8項目の記載がありますが、(第3号様式)事業者概要調書における②4.共同事業者についても、8項目すべてを満たす必要がありますか。共同事業者として申請する場合の要件・基準・位置付け等があればご教示願います。 | 共同事業者も実施要領3. 参加資格に記載の8項目全てを満たす必要があります。ただし、単純な事務作業等については事業の実施体制の中で委託等をご検討ください。 |
| 9 | 提出する提案書の枚数・フォント・など、指定の規格等あればご教示いただきたい。 | 書式に定めはありませんが、視認性に配慮した構成(フォントサイズやレイアウト等)としてください。 |
| 10 | 「納税に関する証明書(発行から3か月以内のもの。)県税及び消費税の完納を証明する書類又はその写し」とは具体的に何の証明書を指しているのか。都道府県が発行する納税証明書と、国税庁が発行する納税証明書各1部提出が必要ということか。また、国税庁の納税証明書が必要な場合、納税証明書「その1」から「その4」のうちどの様式を提出すればよいか。 | 都道府県が発行する納税証明書と、国税庁が発行する納税証明書「その3」各1部をご提出ください。 |